

畜産バイオマスエネルギー導入活性化事業業務委託仕様書

1 事業の目的

本県は、平成30年3月に策定した「再生可能エネルギー導入ビジョン2018」において、本県の多様で豊かな資源を最大限に活用し、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を積極的に促進することとしている。

また、畜産バイオマス資源は県内に点在し、地域におけるエネルギー需給や営農体系等の相違から事業成立条件が多種・多様であるため、具体的な事業化がなかなか進まないのが現状である。

このため、畜産バイオマスエネルギー利用に係る情報を調査・整理し、再生可能エネルギー事業者等へ提供することで、畜産バイオマスエネルギー利用の拡大及び活性化を図る。

2 委託業務の内容

上記事業目的を踏まえ、以下の業務を実施する。

また、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るための新たな提案は、これを妨げない。

● 事業者等への事業化支援

令和3年度にモデル地域において作成した実証事業計画の事業化の支援と畜産バイオマス事業についての地域の理解醸成を図る。

(1) 事業化推進協議会の開催

令和3年度に作成した実証事業計画を基に、市町村やJA、関係事業者などで構成された事業化推進協議会を開催し、事業化に向けた調査・検討を行う。（協議会の開催運営、構成員への旅費・謝金支払い等を含む。）

・回数 3回程度 ・構成員 畜産農家、自治体等

（主な項目）

- ・ 事業化推進協議会の構成員の選定
- ・ 事業化推進協議会の企画運営（議題提案を含む）
- ・ バイオマス資源供給者等の選定
- ・ プラント等の建設や事業運営を行う事業体の決定に向けた提案及び検討
- ・ 建設候補地の選定
- ・ FIT 事業申請に向けた検討
- ・ 事業化に向けた課題についての検討
- ・ 事業資金の調達に向けた検討
- ・ メタン発酵消化液、メタン発酵堆肥の利用計画の策定、研究機関と連携した散布試験の実施の検討
- ・ 各実証事業計画における設備導入等に活用可能な国の補助金等の選定
- ・ 協議会での検討内容を踏まえた実証事業計画の更新
（地域のバイオマス原料の混合、系統運用、設備導入・維持管理にかかるコスト・採算性、地域の営農体系にあった原料の収集方法、事業採算性向上の検証、水素製造の可能性の検討 等）

(2) 企業連携プラットフォームの構築

畜産バイオマス事業に関心の高い事業者と地域をマッチングさせるために、事業者に対する情報提供・意見交換の場を提供する。（事業者・地域の関係者との調整含む。）

(3) 地域懇話会の開催

畜産バイオマス事業について地域の方々の理解醸成を図るため、これまでの取組をもとに地域振興局ごとに地域懇話会を開催し、普及啓発を行う。

- ・回数 7回程度

(4) 事業化の実現に向けた支援

- ・各実証事業計画における、個別課題解決の支援
- ・補助金申請やF I T申請等必要な各種申請に係る支援
- ・実証事業計画の事業化に必要な各種調査・検討の実施

(5) (1)～(4)の業務全般に関する事項

本業務を受注後、(1)～(4)の業務全般に関する全体計画を作成し、製本した上で委託者に速やかに提出する。

- ・業務報告書：4部（概要版を含む）
- ・電子媒体（業務報告書の電子データをCD-Rに記録したもの）：1部

3 履行期限

令和5年3月10日（金）

4 協議打合せ

業務着手時及び実施中においては協議・打合せを行い、協議事項について記録し、相互に確認する。各業務を円滑に実施するため、綿密な連絡をとり、適宜、協議打合せを行う。

5 受託者の義務

受託者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

なお、本仕様書に定めのない事項については、県エネルギー対策課と協議し、決定すること。

6 秘密の保持

委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7 検査

受託者は、成果品の引渡にあつては期限を遵守し、かつ本県の検査を受けなければならない。

なお、検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

8 委託料の支払

受託者は、本県の検査を合格の通知を受けた時は、書面により請求するものとする。